

平成28年9月1日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

8番	三 宮 十五郎	9番	早 川 公 二
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齡 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 事 務 局 長	平 野 宗 治
庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行	秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人
危 機 管 理 課 長	羽 飼 和 彦	税 務 課 長	山 下 正 巳
収 納 課 長	鈴 木 浩 二	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長	伊 藤 仁 史

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	村瀬 修
児童課長	大木 弘己	商工観光課長	大河内 博
土木課長	山田 宏淑	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三輪 眞士 書記 土方 康寛

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 同意第4号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第6 同意第5号 教育委員会教育委員の任命について
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 議案第49号 新市基本計画の変更について
- 日程第9 議案第50号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第51号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第52号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第53号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第54号 健康都市宣言について
- 日程第14 議案第55号 津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第15 議案第56号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第57号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第58号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第59号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 認定第1号 平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第2号 平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第3号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第22 認定第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第5号 平成27年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第6号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第7号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 発議第4号 決算特別委員会の設置について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時07分 開会

○議長（武田正樹君） 定刻よりややおくれましたけれども、ただいまより平成28年第3回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（武田正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月27日までの27日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月27日までの27日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、弥富市長から平成27年度の健全化判断比率報告書並びに資金不足比率報告書の提出がありました。

次に、地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、それぞれその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 同意第4号 教育委員会教育長の任命について

日程第6 同意第5号 教育委員会教育委員の任命について

日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（武田正樹君） この際、日程第4、同意第3号から日程第7、諮問第3号まで、以上4件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成28年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、同意3件、そして諮問1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、横井徹氏が平成28年9月26日任期満了のため、その後任者として、弥富市東蜷二丁目64番地、横井徹氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第4号、教育委員会教育長の任命につきましては、教育長 下里博昭氏の教育委員の任期が平成28年9月30日をもちまして任期満了に伴い、教育委員会制度改革による新教育長に、弥富市佐古木四丁目571番地の3、奥山巧氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第5号、教育委員会委員の任命につきましては、伊藤昭三氏が平成28年9月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市前ヶ須町野方746番地、伊藤昭三氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、佐藤忠氏が平成28年12月31日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市鍋平二丁目95番地、佐藤忠氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより同意第3号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

これより同意第4号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

これより同意第5号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

これより諮問第3号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りします。

諮問第3号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第49号 新市基本計画の変更について

日程第9 議案第50号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

日程第10 議案第51号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

- 日程第11 議案第52号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第53号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第54号 健康都市宣言について
- 日程第14 議案第55号 津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第15 議案第56号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第57号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第58号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第59号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 認定第1号 平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第2号 平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第3号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第5号 平成27年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第6号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第7号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（武田正樹君） この際、日程第8、議案第49号から日程第25、認定第7号まで、以上18件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案4件、予算関係議案4件、決算認定議案7件、その他議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第49号新市基本計画の変更については、市役所本庁舎建設事業を今後進めていくに当たり、本計画の計画期間を5年間延長し、平成33年度までとするもので、財政運営上で有利な合併推進債の活用を図るため変更するものであります。

次に、議案第50号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づく任期付職員制度につい

て定めるため必要があるものであります。

次に、議案第51号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、弥富市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、議会の議員の議員報酬月額を改定するため必要があるものであります。

次に、議案第52号弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、弥富市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、特別職の職員で常勤のものとの給与月額を改定するため必要があるものであります。

次に、議案第53号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定につきましては、公の施設の使用料の適正化を図るため必要があるものであります。

次に、議案第54号健康都市宣言につきましては、市民と市が一体となって健康都市を実現するための宣言をするため必要があるものであります。

次に、議案第55号津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議につきましては、弥富市の消費生活相談等の事務を津島市が受託するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、協議を求めるものであります。

次に、議案第56号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、健康都市宣言に伴う看板等設置工事請負費、震度計移設工事請負費等の関係費用を計上するものであります。

次に、議案第57号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第59号平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの特別会計につきましては、全会計で1億6,277万5,000円の増額を計上するものであります。

次に、平成27年度各会計の決算認定についてであります。

平成27年度の決算におきましては、新白鳥保育所整備工事が外構、駐車場工事を含めて全て完了するなど、所期の目的を達成することができましたことは、市議会議員の皆さんを初めとして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、深く感謝申し上げます次第であります。

ここに、認定第1号平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定のほか、認定第2号平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定から認定第7号平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定までの特別会計につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案をする議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算及び決算認定については総務部長に説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 総務部所管の議案説明をさせていただきます。

議案第49号新市基本計画の変更について御説明申し上げます。

これは、合併特例事業推進要綱が改正され、合併推進債を起すことができる期間が5年間延長することが可能となったため、現行の新市基本計画が平成28年度までとなっているものを変更し、平成33年度までとするものであります。

議案を4枚はねていただきまして、新市基本計画の変更のあらましをごらんください。

1. 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例事業推進要綱が改正され、合併推進債を起すことができる期間を5年度延長することが可能となったため、新市基本計画を変更し、平成33年度までとすることとした。2. 主要指標の見通しについて、内容を時点修正することとした。3. 財政計画について、内容を時点修正することとした。なお、財政計画における数値のうち、平成23年度から26年度に係るものについては、実績数値に置きかえることとした。以上でございます。

続きまして、議案第50号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてでございます。

この条例は、専門化、高度化する行政課題に対し、行政内部では得られにくい専門的能力を備えた人材を活用することにより、課題解決を図るとともに、一定の期間内に終了することが見込まれる業務などに対し、任期を定めて職員を採用することにより、公務の能率的な運営を促進するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事業を定めるためのものがございます。

7枚はねていただきまして、弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例のあらましをごらんください

1. 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づく任期付職員制度を実施するため、次の事項を定めることとした。(1)職員の任期を定めた採用、(2)短時間勤務職員の任期を定めた採用、(3)任期の特例、(4)任期の更新、(5)給与に関する特例、(6)弥富市職員の給与に関する条例の適用除外等。2. 弥富市職員の給与に関する条例、弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、任期付職員制度の実施に必要な規定の整備を行うこととした。3. この条例は、平成28年10月1日から施行することとしたでございます。

続きまして、議案第51号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 弥富市特別職報酬等審議会より答申を受けたことにより、議会の議員の報酬月額について、議長は49万8,000円に、議員は39万8,000円にそれぞれ引き上げることとした。2. この条例は、平成28年10月1日から施行することとしたでございます。

次に、議案第52号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 弥富市特別職報酬等審議会より答申を受けたことにより、特別職の職員で常勤のものの給料月額について、市長は93万1,000円に、副市長は77万円に、教育長は67万2,000円にそれぞれ引き上げることとした。2. この条例は、平成28年10月1日から施行することとした。以上でございます。

次に、議案第53号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について御説明申し上げます。

後ろのほうでございますが、27枚はねていただきまして、こちらにつきましても公の施設の使用料の改定に関する条例のあらましをごらんください。

1. 公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、公共施設の使用料を利用者の受益の対価として適切な額とし、市民の負担の公平性を確保するため、使用料の改定を行うこととした。関係条例といたしましては、(1)弥富市市民ホール条例関係、弥富市市民ホールの利用に係る使用料から(16)の弥富市産業会館条例関係、弥富市産業会館の利用に係る使用料まででございます。2. この条例は平成29年4月1日から施行することとした。3. 平成29年4月1日以前に行う利用の許可に係る使用料については、なお従前の例にすることとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案第54号健康都市宣言について御説明を申し上げます。

1枚はねていただきまして、健康都市宣言をごらんください。

健康都市宣言。弥富市の豊かな自然環境のもと、健康づくりを意識して、健やかで心豊かに暮らすことが私たちの願いです。この願いを実現するために、私たち一人一人がよりよい生活習慣を心がけ、ともに支え合い、地域社会全体で健康づくりを進めていくため、ここに健康都市を目指すことを宣言します。一つ、優しい笑顔を大切に、心と体の健康を保つこと

を目指します。一つ、ともに毎日の食に感謝し、運動を楽しみ、規則正しい生活を目指します。一つ、みんなが積極的に健康診査を受け、健康状態の把握に努めることを目指します。一つ、幸せに生きるため、ともに支え合い、元気で生き生きと暮らすことを目指します。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 議案第55号津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議についてを御説明申し上げます。

規約の内容につきましては、2枚めくっていただき、規約のあらましをごらんください。

1. 消費者安全法に基づく消費生活センターの設置・運営等に関する事務を、弥富市、津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村の7市町村において共同で実施することとした。2. 実施の方法は、津島市が消費生活センター、海部地域消費生活センターという名前ですが、を設置し、他の6市町村が津島市に事務の管理及び執行を委託することとした。3. 委託する事務は、消費者安全法第8条第2号各号に規定する事務にすることとした。4. 委託する事務の内容は、消費者安全の確保に関し、事業者に関する消費者からの苦情に係る相談、処理のためのあっせん、必要な情報を収集し及び住民に対し提供を行い、都道府県及び関係機関との情報交換等及びこれらに附帯する事務を行うこととした。5. 委託事務の管理及び執行に要する経費の負担額は、弥富市、津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村による均等割額及び人口割額とすることとした。6. 委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定例の連絡会議を年1回開催することとした。7. 予算の執行、決算の通知等、事務の委託に関して必要な事項を定めることとした。8. この規約は、平成29年4月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 続きまして、議案第56号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきまして、歳入歳出それぞれ3,010万6,000円を増額し、歳入歳出の総額を146億8,009万3,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、財政調整基金繰入金1億8,706万5,000円を増額計上する一方、普通交付税1,378万円、市債の臨時財政対策債1億7,850万円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきましては、通知カード・個人番号カード関連事務交付金740万6,000円、衛生費におきましては、健康都市宣言に伴う看板等設置工事請負費129万6,000円、個別予防接種委託料520万4,000円、消防費におきましては、震度計移設工事請負費490万円であります。

次に、議案第57号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまし

ては、歳入歳出それぞれ9,799万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億8,305万円とするものであります。

歳入といたしましては、退職者医療交付金過年度分3,954万7,000円、その他の繰越金5,844万4,000円を増額するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者高額療養費1,625万5,000円、国民健康保険支払準備基金積立金6,000万円、国庫負担金過年度分返還金1,907万8,000円であります。

次に、議案第58号平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況に伴い保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を5億100万5,000円とするものであります。

次に、議案第59号平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定において介護保険支払準備基金積立金4,430万3,000円、一般会計への繰出金1,217万3,000円等を計上し、歳入歳出予算の総額を28億5,654万8,000円とし、サービス事業勘定において一般会計への繰出金154万1,000円を計上し、歳入歳出予算の総額を1,385万1,000円とするものであります。

次に、認定第1号平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額が152億6,670万1,000円、これに対する歳入決算額148億7,449万3,882円で収入率は97.4%、歳出決算額142億3,376万6,253円で執行率は93.2%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ市税全体では4,374万円の増額となりました。その内訳の主なものは、個人市民税が3,374万円、軽自動車税270万円、市たばこ税441万円であります。

市税以外の主なものでは、普通交付税が5億9,027万円、国庫支出金が15億7,568万円、県支出金が10億3,087万円交付され、歳入全体では前年度に比べ1.4%、2億306万円の増額となりました。

一方、歳出におきましては、総務関係では、公共施設等総合管理計画の策定や、防犯灯全灯LED化事業を推進いたしました。

福祉関係では、白鳥保育所整備工事が外構や駐車場工事を含めまして全て完了し、保育環境整備に取り組むとともに、病児・病後児預かり施設を整備し、子育て世帯の育児支援を推進いたしました。

また、消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯の負担軽減対策として、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金を支給いたしました。

保健衛生関係では、予防接種、各種検診等の推進や、健康マイレージ事業の実施により健康増進に努めました。

農業関係では、水田農業構造改革事業、多面的機能支払交付金事業を推進いたしました。

また、湛水防除事業を初めとする県営土地改良事業、団体営土地改良事業や、農道、排水路など農業生産基盤の整備に努めました。

商工関係では、企業立地指定企業交付奨励金制度により立地企業を支援し、雇用機会の拡大を図りました。

また、消費税の増税に伴う消費の冷え込みを防止するため、商工会において市内加盟店で使用できる20%のプレミアムつきのきんちゃん商品券を発行し、消費喚起による商工業の活性化を図りました。

さらに、春まつり、芝桜まつり事業及び特産物PR事業を推進し、観光の振興に努めました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として、鍋田34号線の道路改良工事を引き続き行い、歩行者・自転車利用者の安全対策を推進しました。

防災関係では、津波・高潮対策として弥生小学校の屋上整備、十四山保育所の屋外階段設置等を行うとともに、市内のコンビニエンスストアに自動体外式除細動器（AED）を設置し、迅速な救命活動を推進しました。

教育関係では、栄南、白鳥、日の出小学校及び弥富、弥富北中学校の屋内運動場つり天井撤去等耐震改修工事、日の出小学校を除く各小学校のトイレ洋式化工事等を順次実施し、教育環境の整備に努めるとともに、英語教育の充実を図るため、外国人英語指導助手を引き続き全小・中学校に配置しました。

社会教育施設関係では、総合社会教育センター館内照明環境制御システム本体改修工事、また体育施設関係では、おみよしグラウンド整備工事、亀ヶ地多目的広場フェンス設置工事など、快適で安全な施設の整備を行いました。

次に、認定第2号平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入・歳出決算額ともに6,778万4,526円でありまして、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありますが、名古屋第3環状線、前ヶ須地内でございますけれども、を先行取得等したため、前年度に比べ4,092万円の増額となりました。

次に、認定第3号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額49億6,514万9,785円、歳出決算額49億670万4,103円であります。

今後も、高齢化の進展等によりまして医療費の増大が続く中、厳しい財政運営が続くものと予想されます。

次に、認定第4号平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4億5,413万180円、歳出決算額4億4,980万4,094円であります。

次に、認定第5号平成27年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定において歳入決算額27億5,365万6,986円、歳出決算額27億384万5,937円、サー

ビス事業勘定において歳入決算額1,645万1,919円、歳出決算額1,491万146円でありまして、認定事業及び施設、在宅等の介護サービスを順次実施することができました。

次に、認定第6号平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額2億8,504万5,174円、歳出決算額2億5,682万476円でありまして、各施設の維持管理を行いました。

次に、認定第7号平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額8億6,419万7,684円、歳出決算額8億2,851万5,583円でありまして、ポプラ台団地、かおるヶ丘団地、前新田、前ヶ須及び平島地区の管路布設工事等の面整備事業を引き続き進めました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案18件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案18件は、継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26 発議第4号 決算特別委員会の設置について

○議長（武田正樹君） この際、日程第26、発議第4号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案の説明を求めます。

○8番（三宮十五郎君） お手元に配付されております発議第4号決算特別委員会の設置についてをごらんください。

発議第4号決算特別委員会の設置について、提案理由を申し述べます。

平成27年度一般会計及び各特別会計の決算審査を行うに当たり、地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づき、お手元に配付しましたとおり委員定数8名をもって決算特別委員会を設置するものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり、炭竈ふく代議員、早川公二議員、三宮十五郎議員、三浦義光議員、鈴木みどり議員、那須英二議員、江崎貴大議員、朝日将貴議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおり、委員長には炭竈ふく代議員、副委員長には早川公二議員であります。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時46分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二